

平成 28 年 12 月 19 日

神戸市指定給水装置工事事業者 各位

神戸市水道局  
神戸市水道サービス公社

## 平成 28 年度神戸市及び明石市の指定給水装置工事事業者研修会における質問票への回答

上記研修会において質問があったものについて一部を回答します。質問内容は原文を一部加筆のうえ掲載しています。

Q1：工事用手続きの簡素化、工事用の検査を内部完成検査と一緒にできませんか。

A1：水道局において工事用を含め給水装置を適切に把握しておくため現在の手続きが必要です。また、検査についてはそれが適切に施工されたことを確認するためのもので使用前に行う必要があります。

Q2：竣工検査の時にすべてを確認しないのに自社検査報告書は必要ですか。

A2：指定給水装置事業者の現行制度においては施工業者が責任を持った施工を行うことが求められており、当然していただく必要があると考えています。水道局の検査はこの自社検査で確認されていることを前提として抜き取り又は重要項目の確認をさせていただいております。

Q3：食洗機など給湯管で施工しているのになぜ逆流防止付ボールバルブが必要なのですか。給湯器・メータにも逆止弁付ボールバルブがついているので必要ですか

A3：構造及び材料の基準 P4 に基づく内容です。給水器具ごとに備えるべき性能基準が定められており、それに基づいた検査を実施しております。また、メータ部は万一米ータ下流での逆流があっても汚染水が公衆に影響を与えないよう設置を義務付けています。

Q4：2 区画を借地で借りた時も 1 区画の引き込みを撤去し、契約解除時に撤去した区画に再度引き込みをしたら良いといわれますが、必要ですか。

A4：土地利用が決定した段階でその引き込み管が不要となるのであれば、撤去する必要があります。

Q5：設置する給湯器の号数(10・16・20・24)は使用水量が給水管口径範囲内のものといわれますが、給湯器の接続口径が 13mm なら給水管口径 13mm で大丈夫では無いですか。メーカーも 13mm の流量で大丈夫だから接続が 13mm になっているのではないですか

A5：給水装置に接続する給湯器については、①そのものが流速や流量を変化させるものではないこと、②下流の水栓数が制限されており上流へ悪影響を及ぼさないこと、より湯沸能力を示す号数が本市「給水装置施行基準」で定めた上限流量を上回るものであっても、メーカー出荷時に給湯器の接続部（上流及び下流）の管口径がメータ口径以下のものであればよいものとします。

なお、平成 29 年 1 月 1 日以降申請のあったものから適用とします。

Q6：検査合格後の門標は業者が付けることが多いのですが、申請時の納金から水道局が設置すべきではありませんか。

A6：特に新築家屋などお客様と貼り付け箇所の調整を要すると考えてお願いしております。事前にお客様に設置位置についてご協議いただいております、その旨事前に言っていただければ、水道局で設置いたします。

(注) 上記以外にも質問はありましたが、質問内容がわからない(氏名・連絡先無記入)、個別具体案件、単なる意見等については回答を控えさせていただきました。

この回答に対する問合せ先：神戸市水道局事業部配水課  
給水装置係 (078-322-5887)